

会津若松市庁舎整備建築工事に関する基本協定書（案）

会津若松市庁舎整備建築工事（以下「本工事」という。）に関して、会津若松市（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇（以下「施工予定者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本工事における発注者が実施した会津若松市庁舎整備実施設計技術協力及び調査業務委託（施工予定者選定）プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、施工予定者の技術提案書等を選定したことを確認し、発注者と施工予定者による工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）の締結に向けて、発注者及び施工予定者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（発注者及び施工予定者の義務）

第2条 発注者及び施工予定者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

2 発注者及び施工予定者は、本協定の締結の日から本事業にかかる工事請負契約の締結の前日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定を履行する。

（技術協力等）

第3条 施工予定者は、発注者が反対の意思表示を行う場合を除き、本工事の実実施設計期間において、工事請負締結に向け、本工事の仕様について提案、協議するとともに、本プロポーザルで提案した工事費を上限とし、かつ、工期を厳守し、発注者が発注した設計業務の受注者（以下「設計者」という。）が行う実施設計に対する技術協力業務を実施するため、会津若松市庁舎整備実施設計技術協力及び調査業務（以下「技術協力等業務」という。）の委託契約を、発注者と締結する。

2 施工予定者は、本工事の実実施設計業務に関する技術協力や協議を行うため、設計者を含む三者との間で、三者協定を締結する。

3 施工予定者は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

4 発注者は、施工予定者が行う技術協力等業務に必要な情報を可能な限り提示する。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定の締結の日から工事請負契約日の前日又は価格等の協議の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第7条から第9条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（工事請負契約手続等）

第5条 施工予定者は、施工予定者の技術協力を経て設計者が作成する設計図書を基に、見積書（工事の内訳が確認できる工事費内訳書を含む。）及び見積条件書（以下「見積書等」という。）を提出する。

2 発注者及び施工予定者は、設計図書、見積書等及び工事条件（以下、「工事条件等」という。）の内容について相互に確認し、価格等について協議を行う。この場合において、工事条件等について相互に誤認等があり、発注者が見直す必要があると認める場合は、工事条件等を見直すことができる。

3 施工予定者は、前項による工事条件の見直しをした場合は、その内容に基づき、あらためて見積書等を提出し、発注者と価格等について協議を行う。

4 発注者は第2項又は第3項で提出された協議結果を踏まえた見積書等に基づき予定価格を定める。

- 5 施工予定者は発注者の指定する方法により最終的な見積書等を提出する。
- 6 発注者及び施工予定者は、前項の見積書等が、第4項による予定価格以下の場合は、工事請負契約を締結する。
- 7 第2項及び第3項に基づく価格等の協議が不成立の場合、又は第5項における見積書に記載された金額が第4項により定めた予定価格を超過した場合は、価格等の協議の不成立が確定するものとする。

(価格等の協議の不成立)

第6条 発注者及び施工予定者いずれの責にも帰さない事由により、価格等の協議が不成立となった場合は、発注者は、施工予定者に対し不成立となった旨とその理由を通知する。

- 2 価格等の協議が不成立となった場合は、技術協力等業務の委託契約に基づく委託費を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第7条から第9条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 3 発注者は、施工予定者と工事請負契約を締結できない場合は、施工予定者を除く本プロポーザルに参加した代表企業のうち評価結果の順位が上位であった社から順に、協議等の意向の意思を確認した上で価格等の協議を行う。
- 4 価格等の協議が不成立となった場合、施工予定者による技術提案及び施工予定者から設計者への技術協力を経て取りまとめた設計図書に関する著作権については、発注者に帰属する。

(権利義務の譲渡等)

第7条 施工予定者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第8条 施工予定者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第9条 本協定に規定する各事項は、発注者及び施工予定者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(その他)

第10条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と施工予定者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 所在地 福島県会津若松市東栄町3番46号
名称 会津若松市
代表者 会津若松市長 室井 照平

施工予定者